

令和3年度千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 実績

1 必須事業

保健所	区分	事業名	実施回数	来所実数	来所延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場	④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果
習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接 (療育指導連絡票持参者)	随時	15	15	療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容に応じて面接等により、相談指導を行う	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり ③習志野保健所および対象児宅等 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合に実施。		療育指導相談票に具体的支援依頼内容の記載があり、個別支援方針に役立った。必要なケースについては、継続支援を実施している。
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	2	2	目的および内容 療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安解消を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族②2名③松戸保健所④小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時(随時)⑤県担当課より周知⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応		今年度、療育指導連絡票を添付した申請者は2名あり。TELにて療養状況を確認した。
印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	-	-	目的:療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため 内容:医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について面接・電話等での相談指導を行う。 ※更新申請時に療育指導連絡票を添付しているケースの対応状況も下記「療育相談指導(連絡票に基づかない)」に含めているため、実延数を計上することは困難である。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②療育指導連絡票を添付する申請者(新規・更新) ③所内 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合に実施。郵送申請の場合は後日電話連絡で状況確認を行う。		療育指導相談票に具体的支援依頼内容の記載があり、個別支援方針に役立った。必要なケースについては、継続支援を実施している。
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童やその家族に対する個別指導 (療育指導連絡票に基づく)	3	1	1	目的:小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容:小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①1人 ②電話:1件、面接:1件、訪問:1件 ③保健所及び患児宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応		更新申請時に療育指導連絡票を受理した患児1名に対し面接、訪問、電話を各1回ずつ実施した。母や家族の気持ちを傾聴し、療養上の不安を解消した。
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談事業	3	1	2	目的 小児慢性特定疾病児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安解消を図る。 内容 療育指導連絡票に基づき、小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師等が必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病児童等やその家族 ②実1延3 ③山武保健所、対象者自宅 ④1時間以内 ⑤県担当課から周知 ⑥療育指導連絡票が提出された場合に実施		新規申請の際に療育指導連絡票の提出があり、面接、訪問等を実施。児の療養状況を把握し、今後について保護者とともに考えることができた。
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	0	0	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図る。 内容 療育相談指導連絡票に基づいた相談について面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②実0延0 ③長生保健所及び対象者自宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応		療育指導連絡票の受理が0件であったため未実施
君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	3	3	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安の解消を図る。 内容 保健師が療育指導連絡票に基づいた相談について面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②3人 ③君津健康福祉センターならびに対象児宅 ④新規申請相談及び更新申請案内時 ⑤全員に連絡票を配付 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応		療育指導相談票に具体的な支援依頼の記載がないものがほとんどであり、「受給者等から保健所へ相談があれば対応してもらいたい」といった内容であった。同票が提出された3件は、過去の更新時にも同様の内容での添付があった。

習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	36	53	小児慢性特定疾病児童等や家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接および必要がある方に訪問を行う。郵送申請の場合は、地区担当が必要と判断した方を対象に電話連絡し、療養状況の把握に努める。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり ③習志野保健所、対象児の自宅 ④随時 ⑤医療費助成申請時 ⑥申請時に受付、訪問は地区担当保健師が必要と判断したときに実施。	申請時に面接を実施し、療養状況について確認、必要に応じ、関係機関への連絡等を実施した。感染対策のため、郵送申請を原則としたため、面接は可能な範囲で実施し、電話にて対応した。対象者との信頼関係の構築、相談できる場所として保健所を意識してもらう機会となっている。
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	209	214	目的および内容 小慢児やその家族における療養上の不安解消を図るため、保健師が小慢申請時等に面接および訪問し相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③市川保健所および対象児宅、対象児が入院する病院 ④随時 ⑤制度申請時に直接声掛けを行う。 ⑥⑤の際に、了承を得られたケースに対応する。また、家族の希望時に対応する。	制度新規申請時に面接または電話を全数実施し、療養状況の確認や必要時自宅訪問、関係機関との連絡調整を図る機会とした。これらを行うことで、対象者との関係づくりやより良い療養生活を送る支援の一助となっている。
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	22	26	目的および内容 小慢児童等やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接および必要がある人に訪問し相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族②対象者数：約600名程度 ③松戸保健所④随時⑤制度申請時に案内⑥制度申請時に面接の了承を保護者にもらい受付。訪問は地区担当保健師が必要としたとき、また家族の希望時に受付。	新型コロナウイルス感染症のため必要時のみ面接、TEL相談にて支援を実施した。特に在宅人工呼吸器使用者については全数面接あるいはTELにて、療養状況の確認と、緊急時確認シートの作成を行った。
野田	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	149	149	目的及び内容 小児慢性特定疾病医療費助成受給者やその家族の療養上の不安解消や必要な支援を受けているか保健所保健師か看護師が申請時に面談しアセスメントする。また必要と判断した時は他機関との調整や家庭訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者(新規・更新)とその保護者 ②149名 ③野田保健所 ④随時 ⑤申請時に声掛け ⑥申請時の声掛けで了承を得られた方	新規申請・更新申請に面談を実施した。療養状況を確認し、必要時は関係機関と連絡、家庭訪問を実施した。医療ケアが必要な児は面談時に災害時対応について確認した。災害時の準備が必要と保護者が気付いた事例や保護者の思いを伺う機会となった。コロナ禍で昨年度の自動延長で連絡や訪問が途切れており、対象者との関係づくりの貴重な機会となった。
野田	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談事業	随時	5	5	目的及び内容 申請時の面談で必要と判断した小児慢性特定疾病医療費助成受給者宅の訪問し、自宅での療養環境を確認しながら相談を行う。また、災害時支援のため現場の確認と必要な支援を考える機会とする。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者(新規・更新)とその保護者 ②5名 ③対象児宅 ④随時 ⑤面談時に声掛け ⑥面談時の声掛けで了承を得られた方に電話	生活の場に訪問することで現状を把握することができた。個別の災害時支援を考える機会となった。
印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	68	68	目的:小児慢性特定疾病児童等や家族の療養上の不安解消を図るため。 内容:新規申請時は全数面接(郵送申請の場合は電話連絡)により状況把握を行う。更新申請者も含めて、必要なケースには訪問・面接・電話を組み合わせる継続的な支援を行う。→月1回の所内事例検討会を活用してケースの共有も図っている。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②新規申請者・継続支援が必要な受給者 ③所内または患児の自宅 等 ④随時 ⑤新規申請時 等 ⑥地区担当保健師(不在時は代理)による申請時の窓口面接。郵送での新規申請に対しては電話連絡。	・新規申請時の面接で療養状況について確認し、必要に応じて関係機関への連絡等を実施した。 ・対象者との信頼関係の構築、相談できる場所として保健所を意識してもらう機会となっている。 ・所内事例検討会でケースの共有・意見交換を行い、その結果を個別支援に活かすことができた。
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童やその家族に対する個別指導	112	23	26	目的:小慢児童やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容:小慢児童やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①67人 ②電話:78件、面接:実23件、延26件、訪問:実4件、延:8件、 ③保健所及び患児宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥患児の療養状況により地区担当保健師等が判断し支援する。	小慢医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。また、療養状況に応じて、地区担当保健師が面接や訪問等、個別支援を実施している。 新規申請者に対し、全数面接を行うことで、療養状況を把握することができた。また、個別支援を行うことで、小慢児童やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、関係機関との連絡・調整を行い、支援体制の構築を図ることができた。

海匠	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	新型コロナウイルス感染症による影響によって生じた療養上の困難や不安等のアンケート調査	1	0	0	(目的)慢性疾患をもつ児の保護者の負担は大きく、新型コロナウイルス感染症により、これまでの環境・生活とは異なる状況で不安はとも強い。どのような問題(不安・困難)を抱えていたか、また工夫・対処していたか、どのような支援をも求めているか多様な情報を明らかにする。(内容)保護者に対し、アンケート調査を実施。現状を整理し、具体的支援方法について検討する。 ・回答者へのアンケート結果の還元をすることで、感染症に備えた個々の対策強化につなげる。(必要時、個別相談対応含む)	①令和3年度に小児慢性特定疾病医療費助成制度更新申請を予定する保護者 ②109名 ③八日市場地域保健センター(海匠保健所) ④令和3年更新書類発送時(3月中旬。アンケート配布のため)及び、令和3年度小児慢性特定疾病医療費助成制度更新期間(6月1日～9月30日。アンケート回収のため) ⑤更新申請の案内に、アンケートを同封し郵送。 ⑥令和3年度更新申請書類の提出時に、併せてアンケートを回収。回答があったものを対象に結果を集計。	新型コロナウイルス感染症が、保護者の置かれている状況にどう影響したか、実際に感じている不安や対応はどのようなものだったのか、アンケートを通じて確認した。今年度は基本的に更新申請は郵送での申請をお願いしていたため、保護者と面接する機会が少ない状況だった。そのため、アンケートは保護者のニーズを汲み取る貴重な機会にもなった。
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	訪問指導事業	15	12	15	目的 小慢児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安解消を図る。 内容 小慢児童等やその家族に対し、保健師等が面接・訪問指導等を行う。	①小慢児童等やその家族 ②実12延15 ③山武保健所等 ④約1時間 ⑤小慢医療費助成制度申請時等 ⑥対象者の療養状況により、地区担当保健師等が判断し支援する。	小慢医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。その他、医療的ケア児童等対象者の療養状況に応じて、地区担当保健師が面接・電話等による個別支援を行った。 新規申請者に全数面接することにより、療養状況を把握でき、早期に必要な支援を行うことができるほか、対象者に相談窓口周知する機会にもなっている。
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	面接 57 訪問 2	面接 59 訪問 3	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図る。 内容 小児慢性特定疾病受給者とその家族に対し、面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②左記のとおり ③長生保健所、対象者自宅 ④随時 ⑤申請時、対象者へ直接連絡等 ⑥電話、来所、訪問	・新規、継続申請時には保健師による全数面接を実施し、療養状況を確認した。また、面接票を整理し、療養状況の経過を確認できるようにした。 ・訪問指導はコロナの感染対策と訪問の必要度を検討し、人工呼吸器使用中の対象者を優先し実施した。
夷隅	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	個別相談	随時	13	15	小児慢性特定疾病医療費助成を受給する児及び家族を対象に、療養体制を充実させるため保健師による相談と支援を実施する。	①小児慢性特定疾病医療費助成を受給する児及び家族 ③夷隅健康福祉センター地域保健福祉課窓口 ④随時 ⑤窓口申請時や関係機関からの案内 ⑥電話、来所、訪問等	今年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、相談対応数は減少したが、申請の機会を活用し相談対応を行った。また、必要なケースに対しては、関係者間で連絡を取り合い支援体制の構築に努めた。
安房	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	患者、家族のための相談支援事業	随時	29	34	小慢児童等が地域で安心して暮らすことができるように、特に医療度が高い児童、災害時における支援優先度の高い児童等を対象に、個別相談を行いニーズの把握をする。	①小児慢性特定疾患受給者 ②左記のとおり ③安房保健所、鴨川地域保健センター ④1人当たり平均20～30分 ⑤個別通知(電話・郵送) ⑥電話・FAX・メール	これまで相談できる相手がおらず悩んでいた保護者に対してアプローチができ、ニーズの把握・支援に活かすことができた。
君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	33	33	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安の解消を図る。 内容 保健師が重症認定申請用紙を持参した受給者及び家族に面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②左記のとおり ③君津健康福祉センターならびに対象児宅 ④随時 ⑤制度申請時案内 ⑥申請時	面接した家族に対し、必要時自宅訪問や退院後の社会資源の活用について関係機関との調整を行うことができた。 また、新規申請時に全数把握を目的に面接を実施したため、医療機器を必要とする対象者に早期から支援することができた。 しかし少数であり、管内地区の受給者の特性等を把握するには不十分であった。次年度は全疾患の新規申請、更新時の保健師の面接を実施しアセスメントする必要がある。
君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 (医療講演会)	1	2	2	難病相談事業及び病態栄養と合同開催 目的:炎症性腸疾患患者及び家族が正しい知識を得ることにより、療養上の不安の解消を図り、よりよい生活が送れるようにする。 内容:「炎症性腸疾患オンライン医療講演会及び患者交流会」 ①「潰瘍性大腸炎とクローン病について」 講師:君津中央病院 消化器内科医師 藤森基次 氏 ②「食事のとり方の注意とポイント」 講師:ほたるのセントラル内科 管理栄養士 江尻喜三郎 氏 ③患交流会:ちばIBD副代表 竹井京子 氏	①小児慢性特定疾病医療費助成申請者のうち潰瘍性大腸炎もしくはクローン病で申請している方 ②2組2名 ③ZOOM開催 ④令和4年1月15日(土)10～15時 ⑤個別通知 ⑥メールによる申し込み	小慢自立支援事業単独での開催は、対象者が少なく困難である。内容及び方法について、管内の小児慢性特定疾病受給者とその家族の特性やニーズの把握を含めた検討が必要。
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	7	7	目的及び内容 小児慢性特定疾病児とその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接を実施。	①小児慢性特定疾病児とその家族 ②左記のとおり ③市原保健所 ④随時 ⑤申請時 ⑥電話等	申請時の面接を実施することで療養状況を把握でき、必要に応じて、訪問や関係機関との連携を図る機会となっている。 また、対面で患児とその家族との信頼関係を構築する貴重な機会となっている。

習志野	療育相談指導	小児慢性特定疾病児童等訪問相談員事業	0	0	0	目的および内容 小児慢性等やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ訪問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者とその家族②0回③対象児童④随時⑤地区担当保健師が必要と認められた場合に個別に案内⑥家族の希望時に受付	対象となる児童なし。
松戸	療育相談指導	小児慢性特定疾病児童等訪問相談員事業	0	0	0	目的および内容 小児慢性等やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ訪問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者とその家族②0回③対象児童④随時⑤地区担当保健師が必要と認められた場合に個別に案内⑥家族の希望時に受付	感染症対策を講じた上で訪問を実施するための物品の購入など準備をすすめていたが、新型コロナウイルス感染症拡大にともない実施にはいたらなかった。
山武	療育相談指導	訪問相談員派遣事業	0	0	0	目的 小児慢性等やその家族の日常生活上抱える悩みや不安解消を図る 内容 訪問相談員を対象者の自宅に派遣し、個別の相談、指導を行う。	①小児慢性等とその家族 ②0 ③対象者自宅 ④約1時間 ⑤地区担当保健師が必要性を判断し対象者に案内 ⑥面接、電話等	対象となる児童なし。
市原	療育相談指導	小児慢性特定疾病自立支援事業訪問相談員派遣事業	随時	1	2	目的:小児慢性特定疾病児童やその家族が抱える日常生活上の悩みについて、個別相談、指導、助言を行うため、看護師等を訪問相談員として派遣する。 内容:医療機器導入検討や疾病診断の間もない対象者とその家族について、適宜訪問し相談を受けることで長期療養における支援を実施。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②2名程度 ③患児宅等 ④各回1時間程度 ⑤ケースに応じて周知 ⑥電話等	療養場所となっている自宅へ訪問することで、日ごろの療養状況を把握し、患児およびその家族が抱えている悩みや困りごとを解決する一助となっている。
印旛	ピアカウンセリング	長期療養児交流会				目的:長期療養児とその保護者の疾患に関する知識の向上、家族同士の情報交換等により不安の軽減を図る。 内容:1 長期療養児交流会 2 保護者向け講演会	新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、実施を見合わせた。	
長生	ピアカウンセリング	ダウン症児親の会によるピアカウンセリング	2回	3組5人	3組5人	【目的】 ダウン症等小児慢性特定疾病児童等を抱える保護者は身体や心理、社会的に不安を抱えている。療養上の悩みや不安についての助言を行い、不安の軽減を図る。 【内容】 療育経験者(ダウン症児親の会)によるピアカウンセリング	①小児慢性特定疾病児の保護者等で療育の不安を抱えている保護者 ②3組5人 ③ZOOM(オンライン環境のない場合は来所) ④奇数月第2水曜日10:00~12:00 ⑤管内市町村や保育所、幼稚園、学校等関係機関にチラシの配布依頼 ⑥保健所での電話での受付	当初予定では対面でのカウンセリングを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、ZOOMでの開催へ変更した。自宅からZOOMの使用ができない相談者には、保健所のPCや会議室等を利用してもらい、コロナ禍やオンラインを理由に相談の機会が失われないよう配慮した。実際に相談した方はこれからの療育の相談や児の発達について相談しており、不安軽減を図ることができた。
海匝	こころの育成事業(自立心の育成相談)	令和3年度小児慢性特定疾病医療費助成制度更新申請時アンケートの結果報告	1	0	0	(目的)小児慢性特定疾病医療費助成制度更新申請を予定する保護者へのアンケートから抽出された課題を中心に情報提供を行い、療養生活を安心しておくれるよう支援する。 (内容) ・保護者に対し、アンケート調査の結果をチラシを作成して還元する ・アンケートで多かった課題を中心に、チラシで情報提供をする	①令和4年度に小児慢性特定疾病医療費助成制度更新申請を予定する患者・家族 ②該当なし ③95名 ④小児慢性特定疾病医療費助成制度更新申請案内発送時(3月発送) ⑤該当なし ⑥該当なし	アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症が保護者の置かれている状況にどう影響したか、実際に感じている不安や対応はどのようなものだったのか、結果をチラシにまとめフィードバックを行った。また、患者・家族が抱える不安の軽減のため、メンタルヘルスについてもチラシを通じて情報提供を行った。
印旛	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供					目的:教育関係者、保健従事者等長期療養児に関わる関係者の知識や技術の向上、連携強化により長期療養児の地域における生活支援の充実を図る。 内容:講演会	新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、実施を見合わせた。	
山武	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	講演会	1	55	55	目的 学校等の地域関係者が、防災に関する知識を得ることで、小児慢性等への日頃の支援に活かす。 内容 講演:「レスキューナースに学ぶ!地震時の防災対策について」 講師:国際災害レスキューナース 辻直美氏 ※難病相談事業(訪問相談員育成事業)として印旛山武地域難病相談支援センター、印旛保健所と共催しており、小児慢性自立支援事業も兼ねている	①管内教育機関(特別支援学校)、児童福祉施設、医療機関、訪問看護ステーション、市町職員等 ②55名(Web32名、会場23名) ③成田赤十字病院(Web同時配信) ④令和3年11月5日午後2時から4時 ⑤関係機関宛て郵送にて通知 ⑥メールによる申込	昨年度、風水害の防災対策について同講師に講演いただき好評であり、第2弾として地震の防災対策をテーマに開催。日時を指定したオンライン研修会のみではなく、動画配信をすることで当日参加できなかった方にも学ぶ機会を設けることができた。事後アンケートでは、回答者の100%が「大変参考になった」「参考になった」と回答しているほか、「日常生活の中に取り入れ、普段から備えたい」などの感想があり、日頃の支援に活かされることが期待される。
長生	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	管内中学校・高等学校への情報提供	1回			【目的】 ・学校等関係機関と管内小児慢性特定疾病受給者状況の共有を行う。 ・管内中学校・高等学校関係者に対し療養生活や長期療養児の特徴について情報共有し、今後の支援について共有する。 【内容】 管内中学校、高等学校教員へリーフレットを配布する。	①管内中学・高等学校教員 ②17校+8機関に合計518枚配布 ③なし ④令和4年2月発送 ⑤なし ⑥なし	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型の研修ではなく、リーフレットの作成し、管内中学・高等学校へ配布した。リーフレットには長生管内の受給者の状況や、小児慢性等長期療養児やその保護者の状況について記載し、治療をしながら学校生活を送る上での理解と支援を得られるよう情報提供した。養護教諭だけでなく、一般の教員への周知も依頼文に記載し送付している。

2 任意事業

保健所	区分	事業名	実施回数	実数	延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場 ④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果
習志野	その他 自立支援事業	災害時の備え	1			小児慢性特定疾病児童とその家族に対して、災害時の備えのパンフレットを作成。更新申請書類送付時に同封した。(リーフレット1枚) 訪問/面接等により、災害支援票を個々に作成し、毎年更新している	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり・訪問/面接は随時 ③対象児宅等 ④更新書類送付時 ⑤更新書類送付時 ⑥更新書類送付時	災害時の備えは、日常生活用品から、疾病に関係する薬の備蓄等、日頃から準備しておく必要がある。リーフレットを送付することで、普及啓発の機会とすることができた。療養状況を把握しながら、個々に合った災害対策を療養者や家族と共有できた。
印旛	相互交流 支援事業	障害児を育てる親子サークルへの支援				目的:サークルに参加し、小慢児の療養状況の把握と相談、情報提供を行う。 内容:成田日赤で行われているサークルに参加し、相談や情報提供を行う。本人の了解の基、ピアの支援が必要と思われるケースをつなぐ。	①サークル参加者	新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、実施を見合わせた。